

第五十五回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第二十一号

昭和四十二年六月九日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 龜山 孝一君

理事 大石 八治君

理事 奥野 誠亮君

理事 和爾俊二郎君

理事 山口 鶴男君

理事 木野 晴夫君

理事 塩川正十郎君

理事 渡海元三郎君

理事 永山 忠則君

理事 井上 泉君

理事 河上 民雄君

理事 依田 圭五君

理事 小濱 新次君

理事 岡崎 英城君

理事 久保田田次君

理事 細谷 治嘉君

理事 門司 亮君

理事 佐々木秀世君

理事 辻 寛一君

理事 登坂重次郎君

理事 古屋 亨君

理事 太田 一夫君

理事 島上善五郎君

理事 折小野良一君

出席國務大臣

自治 大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員

自治 政務次官 伊東 隆治君

自治 省行政局長 長野 士郎君

委員外の出席者

大蔵省主計局主 秋吉 良雄君

計官 文部省管理局福 手塚 晃君

利課長 農林省農政局参 横尾 正之君

事官 自治 大臣官房参 志村 幹男君

事官 門 員 越村安太郎君

六月九日

地方自治法の一部を改正する法律案(太田一夫君外七名提出、衆法第二十一号)

第一類第二号

地方行政委員会議録第二十一号

昭和四十二年六月九日

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案(内閣提出第一〇号)

○龜山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑の申し出がありますので、これを許します。河上民雄君。

○河上委員 私は、昨日も、ただいま提案になっております法律案につきまして御質問いたしましたわけですが、時間の都合もありまして途中で一応打ち切りましたので、残された部分について質問を継続したいと思ひます。

昨日、国庫負担の導入あるいはスライド制の問題につきまして、特に長期給付に關して御質問したわけでございますが、その際の政府側の御答弁は、私にとりましてはなほ不満足なものでございました。まずその点につきまして、重ねてもう少し御親切な御答弁をいただきたいのであります。その際私が申し上げましたように、そしてまた大臣から御答弁がありましたように、この共済組合法は、社会保障制度の一環として、またその充実を目標としてできているものである、こういうことでございましたが、私は考えますのに、こういう社会保障制度におきまして一番大事なものは、給付額の大小は言うまでもございませぬけれども、何よりもそれがよって立つ理念、またその原理というのだと思うのであります。そういう意味で、いままでの御答弁を伺っている限りでは、

そういう点が非常にあいまいである。あいまいであるために、当初掲げた精神あるいは目標としたものが、知らず知らずのうちに曲げられていく。そうしてしばしば行なわれる改正につきましても、赤字対策とかそういうような方便な理由から行なわれているようであります。その原理というものがそこにはつきりしてないということを遺憾とするのでございます。ところが昨日お尋ねいたしましたときに、他の共済組合法と比較について私が触れましたときに、政府側では、それは自分の所管でないのではつきりしない、何とも言えないというふうなお話でありますし、またこの法案独自の改正を行なうべきだと言いますと、これは他の共済組合法とのバランスを考えるとそう勝手にできない、こういうふうなことで、あつちをやればこつちを立てて逃げるというふうな感じがいたしましたし、私としては非常に不満でござい

ます。大体いろいろな共済組合法を取り扱う所管省がばらばらであり、またこれを審議する委員会もまた別々であるということも、どうもふに落ちないような感じがするのであります。そのような意味におきまして、昨日触れましたことではござい

ますけれども、長期給付につきまして、この地方公務員共済組合法におきましては、使用者負担と被用者負担との割合が、五七・五と四二・五であるというところでございすけれども、この比率の根拠をまずお尋ねしたいのであります。

○志村説明員 現行制度におきましては、長期給付に要する費用の負担割合でございす、これは先生御承知のように、いわゆる公的負担としたしまして百分の十五、残りの八十五を使用者としての地方公共団体と組合員で切半をしているわけでございます。したがって公経済の主体、それから使用者としての地方公共団体の負担の合計は百分の十五プラス二分の八十五ということに

なりますので、合計しまして五七・五、それから組合員としたしましては百分の十五を除きました残りの百分の八十五の半分でございすので、百分の四十二・五、こういう割合になるわけでございます。

○河上委員 そういたしますと、公的部分を五七・五として、他の残りを労使双方で切半するという原則に立っているようでございす、そういういたしますと、この公的の部分というのは本来国庫が負担すべきものである、にもかかわらずそれを地方公共団体がかわって負担しているというふうに理解するわけでありすけれども、そのように考えてよろしうございすか。

○志村説明員 地方公共団体といたしましては、使用者としての立場という面とあわせて、租税でもってまかなわれる公経済の主体という立場があるわけでございす。したがって、御指摘の百分の十五という点は使用者としての地方公共団体ではなく、公経済の主体としての地方公共団体といたしまして、結果的には地方公共団体といたしまして、使用者としての分も公的負担としての分も合わせて負担をしている、こういうことになってゐるわけでございます。

○河上委員 そういたしますと、一人で二役を演じているというふうなことであります、それはどうもあとからつけた理屈のように思われるのであります。他の共済組合法との比較をいたしますと、その点がなかなか納得しがたい面があると思ひるのであります。たとえば同じ共済組合法の中でも、私学共済あるいは農林漁業団体職員共済におきましては国庫負担を導入しているわけでございますが、こういう私学共済並びに農林漁業団体職員共済においては各負担部分というものがどうなっておるか、またそういう各負担部分比率を設

けた根拠についてお伺いしておきたいと思ひます。

○志村説明員 私学共済、それから農林共済関係につきましてもは直接当省の所管ではございませんので、そういう意味では御参考までに御説明申し上げることにするわけでありますが、この点につきましては、国庫補助の関係というものは一六%になっているわけでありまして、そして、もちろんこれにつきましても、きのうも御説明申し上げましたように、地方公務員共済組合の場合におきましては一五%の負担に対して、一六%ということになっているわけですが、これは先般の法律改正におきまして、従来私学共済あるいは農林共済の場合の給付水準というものが大体公務員の給付水準に見合つておつたわけでございしますが、まだ落ちておつた部分があるわけであります。具体的に給付の算定の基礎になりますところの平均給与額の最高額、これが公務員の場合に比べて落ちておつたのを公務員並みに合わせたということと、さらには給付算定の基礎になりますところの平均給与額の算定期間が退職前五年間でございしたものを公務員並みに三年間にした。その結果、長期給付に要する費用というものがふえてまいりますので、組合員の負担を軽減するという意味で一五%の負担を一六%に上げた、こういう経緯があるわけでありまして、しかしながら、公務員の場合におきましてはすでにそのような給付水準に達しておりましたので、その一五%というものは据え置いた、こういう経緯があるわけでありまして、

○河上委員 文部省の方、来ておられるようございしますが、文部省の方から直接その点についてお伺いしたいと思ひます。

○手塚説明員 ただいま自治省の志村参事官から御説明があつたことと、ほとんどそのとおりであります。ただ、若干補足いたしますと、私学共済は二十九年に足元いたしました、そのときには国庫の補助率は百分の十でございました。それが、厚生年金のほうはその当時まだ十であつたのが、二十九年五月から十五になりました。それに伴つ

て翌年、私学共済もその当時の給付水準がはなはだ低くございしたので、厚年からは百分の十五に上げてございまして、一年おくれで三十年には百分の十五でまいつたのでありますが、厚生年金のほうは四十年の四月に二十になりました。それに對しまして、私学共済のほうにおきましても従来の経緯があつて、ぜひ厚生年金のほうに並べて百分の二十の補助をしてもらいたいという要望をしておつたわけですが、ただ、私学共済は昭和三十

七年に給付の内容をすっかり改善いたしまして、現在の国家公務員、地方公務員も同じでございしますが、同様の給付の水準に高まりましたので、むしろ内容的には公務員とほとんど同じようになっている。考え方として厚年に合わせるという考え方で、内容的にいいものと、一面公務員のあり方に合わせるほうが適當だという考え方も出てまいりました。ただ、先ほど志村参事官がおっしゃいましたとおり、昭和三十三年以前の時代の部分につきましては、なお非常に公務員関係のものより劣つておりましたのを、昨年度改正いたしまして内容を高めたわけでございます。その財源措置として、大体百分の一程度のものを引き上げなければならぬというところになりましたが、組合員の負担がふえるということになりますので、これについては上げないでその改善措置をしたいということで、昨年度私学共済におきましては百分の十六に引き上げた、こういう経緯になっております。

○河上委員 いま農林省の係の方が見えなくなつたようでありまして、農林省の責任者から農林漁業団体職員共済における各負担の比率につきまして御説明いただき、またその根拠について明らかにしていただきたいと思ひます。

○尾根説明員 農林年金につきましては、昨年度法律改正をいたしまして、給付額の算定の基礎になります平均標準給与の計算のしかたにつきまして、旧法期間につきましてもこれを適用するということにいたしましたわけでございます。ところで、この場合国家公務員共済組合と比較いたします

と、国家公務員共済組合におきましては、給付額の基礎になります給与が旧法期間につきましては最終本俸、こういうことになっております。そこで、いま申し上げましたように、農林年金につきましても旧法期間につきまして平均三カ年間の年額をとる、こういうことになりましたので、そこに一つの格差が生じてまいります。ところが、農林年金につきましてもは約一万八千の団体を対象としてしまして、給与体系等につきまして格差があり、国家公務員共済組合法の旧法期間のごとく最終本俸をとるというよりな形をとることは、実情をいたしましてどうしてもできないわけでございます。

○河上委員 いま自治省、文部省、農林省、三者のそれぞれの責任者の方から御説明があつたわけでございますけれども、私はいま伺つておりました、各制度の間に非常にアンバランスがあるという印象を、一そう強くするのであります。私は先ほどお伺いいたしましたとき、たとえば自治省の方は、私学共済は一六%だが、こちらはあえて動かさなくていいというようにお話を聞いておられますけれども、今度私学共済のほうを一六%にしたのは厚生年金との関係があつてそうした、ところが、厚生年金のほうは今度は二〇%に上がったのだから、こちらのほうも実は上げたかつたけれども希望どおりいかなかったというようなお話でございまして、何かお互いのアンバランスを、給与の不備の説明のために他の制度を利用してはいない感じが、一そう強く受けるのであります。これは非常に重大な問題でございまして、また後にちよつと触れたいと思ひますけれども、給与の基礎になります最後の給料につきまして、国家公務員の場合と農林漁業団体職員の場合とはその基礎が違ふということをいま農林省の方が言われた

わけでございますが、同じような事情はまた地方公務員にもあるわけでございまして、そういうようにみな制度の不備を説明するときに他の制度とのアンバランスを、本来はよりよくするために、アンバランスがあるからこれを直してほしい、こういうふうに説明すべきところを、逆に低いほうのアンバランスをいろいろ取り上げて説明されておるようで、これでは熱意のほどを非常に疑わざるを得ないのでございまして、ことにこういう社会保障制度そのものを考えてみますと、何よりも大事なものは原則でございまして、私はもうだいたい前にならざるけれども、ビバリッジ・プランが最初に発表されたときのレポートというものを讀んだときの感銘を思い起こすのです。あのビバリッジ委員会は、イギリスがドイツ軍によって大陸から追い出されたあのダンケルクの悲劇、国が危機存亡のときに委員会をつくりまして、そうして戦争中に、戦後の社会保障制度はかくあるべしという原則を明らかにして、その細目を定め、そうした案を発表したのであります。その案ができるまでもそれぞれの制度の間に非常にアンバランス、複雑なからみ合いがありましたのを、ちゃんとした幾つかの原則を立てまして、それにのっとりて各制度を整備する、そういう熱意が、戦後のいわゆるイギリスの福祉国家を建設することになったのであります。イギリスが、もうへたをすればヒットラーによつて併呑されるかもしれない、そういう危機存亡のときに、まず第一からやり直す、そういう態度をとつたところに戦後のイギリスの社会保障制度、世界に非常に大きな刺激を与えたあの福祉国家というものは生まれたんだと思ひるのであります。そういう点から見ましても、国家に關係のあります幾つかの共済組合制度の間においてすら、こういうアンバランスがあるというところは、なほだ困つたことでありまして、先般自治大臣から御説明がありましたように、かつての恩給法を組織がえする、切りかえていく過程にいろいろな問題があつたことはわかりますけれども、しかし、

もうすでに相当の年数がたつておるわけでございまして、少なくとも国庫負担の導入というふうな問題につきましては、やはり単に赤字対策とか、そういうような便宜の理由ではなくて、国家がこれだけの責任を持つ、そういうところから何%という定率化が生まれてくる、こういうこととだけいかならないと思つております。

そこでお伺いしたいのでありますが、地方公務員共済の場合にはなぜ国庫負担を導入することができないのか、もう一度お伺いしたいと思つております。

○志村説明員 長期給付に要する費用の負担のうち、公的負担として一五%でございます。これは従来から申し上げておるわけでございます。したがって、いま申し上げるわけでございまして、林共済と同じように一五%あるいは厚生年金の場合のように二〇%にしたらどうか、こういうお尋ねであらうかと思つてございまして、この点につきましては、再三同じことを申し述べまして非常に恐縮でございますが、厚年の場合でございますと、私ども給付内容、給付水準というものを実質的に比べた場合におきまして、厚生年金の場合の二〇%と共済の場合の一五%というものはおおむね均衡がとれておるという考えでおるわけでございまして、また一六%の関係につきましても、先ほど申し上げたようなことでございまして、やはり私どもといたしましては全体としての関連、他の制度との関連というものを考えまして、この公的負担につきましては措置をしていくべきものである、かように考えておるわけでございまして。

○河上委員 私がお尋ねしたことを少し誤解しておられるように思つておりますが、一つは、私が伺つておることは、共済組合制度というものが社会保険制度の一環であるならば、当然そこに国庫負担の導入ということがないのはおかしいではないか。国家が責任を持つ、老後の保障に對して責任を持つという大原則というものがまずあって、そこから各制度の中でどういうふうな負担して

ていくかという問題が出てくるのであらうと思つておるわけでございまして、その前段の部分についてのお答えがないわけでございまして、そして各制度それぞれ内部におけるいろいろな問題もあらうと思つて、すけれども、国家としては各制度に對しましてどれだけの責任を持ち、これだけの責任を持つのだという、そういう態度を明らかにする必要がある、こういうふうには私は考えているわけであります。社会保険制度の一環として、そしてこれを社会保険制度全体の完成のために、そういう一つのプリンシプルを導入することがまず大事である、こういうふうには私は考えるのであります。それを私はいまパーセンテージの問題だけを問題にして、あるんじゃないのでございまして、プリンシプルのことを問題にしておるわけでございまして、ひとつその点、国庫負担の導入という点につきましても、将来にわたつてそうあるべきだという御見解を賜つておると思つております。

○志村説明員 お尋ねの点でございますが、長期給付の場合でございますが、公的負担としては一五%というものがあつてございまして、この公的負担につきましても地方公務員共済組合の場合、国庫負担でなく公的負担として地方公共団体が負担しておるわけであります。こういうことが一つあるわけでございまして、あるいはこれはおかしいではないかという御議論かと思つて、これでございますが、やはり租税でもつてまかなわれておるという点におきましては同じでございます。すので、私ども公的負担の実態として、地方公共団体が負担しておればその点は同じじゃないか、かように考えておるわけであります。さらに根本的な問題として、社会保険であるから、たとえば短期給付のような場合におきましても公的負担というものがあつてしかるべきではないか、こういう御議論でもあらうかと思つてございまして、やはり私ども、現行制度といたしましては、地方公務員の共済制度は社会保険の一環ではござい

ますので、そういう観点からいたしますならば、短期給付制度につきましても地方公共団体と組合員とが折半でもつて負担をするのが正しいというふうな考えでおるわけであります。この考え方につきましても、昭和三十一年八月に出されました社会保険制度審議会の答申あるいは勧告におきましても、こういう点は支持されているわけでございまして、また当然地方公務員の共済制度という点になりますと他の制度との均衡というものを考へていかなければならぬので、地方公共団体としては税金でまかなわれているわけでございまして、他の制度に先がけまして地方公共団体といたしまして折半以上の責任を負担するという点につきましてはまた問題があらう、かように考えているわけでございまして。

○河上委員 どうもその点が、きょうの委員会だけを対象にした御答弁のような気がいたします。こういう社会保険制度というものが近代国家において占める役割りというものを考えますと、政治でございまして、その刻一刻の問題は解決しなければならぬにせよ、やはり将来に對する大きな目といたしまして、そういう態度が問題としてみんなで考え、そういう態度がないことは、これは私は私としては遺憾に思つております。いま短期給付について少し触れられたのでありますが、この問題はまたあとで尋ねたいと思つて、この国庫負担の導入の問題は、これは非常に原則的な問題でありますので、きょうだけでは何回も繰り返してお尋ねしたいと思つて、次に、この前もちょっと触れましたように、スライド制の問題が非常に大きな関心事となつておるのであります。この問題については、昨日の御答弁では非常に否定的なお答えでございましたけれども、御承知のとおり現在物価はどんどん上がつておるわけでございまして、またそういう事態に對しまして社会保険制度審議会をはじめとし、各方面において何らかの考慮が必要であるという力が説かれておるわけでございまして、この問題について、たとえば物価が一割以上上がった

場合にはこれを改定するとか、そういうような具体的な措置というものをこの際考へておられないかどうか、重ねてお尋ねしたいと思つて、先生御承知のように、規定自体といたしましては、地方公務員である共済組合員の中にあるわけでございまして、したがつて、その規定の実施をどうするのだ、こういうことにならうかと思つてございまして、ただこれにつきましては、先日お答え申し上げたわけでございまして、この規定を具体的に動かすことになりまして、いろいろ困難な点が多いわけでございまして、まず第一番目には、それでは具体的に改定の基準をどうするんだ、こういうことがまず先に問題になつてくるわけでございまして、さらに次は、改定に要する費用というものをどのようにして負担するんだ、こういう問題が起つてくるわけでございまして、さらにこのスライド制の実施の問題になつてまいりますと、ひとり地方公務員共済制度の問題のみならず、他の公的年金制度を通じて共通の問題でございまして、したがつて、私どもといたしましては、他の公的年金制度との均衡というものは当然考へまして、この問題につきましても慎重に検討してまいらなければならぬ、こういう状況にあるわけでございまして、そこで、私どもといたしましては、地方公務員共済組合審議会という機関もございまして、こういう機関におきまして御意見を十分伺つてまいりたい。さらには、現に恩給問題につきましてこのスライド制の実施という点に關連いたしまして恩給審議会でも検討いたしておられますので、その審議の模様というものを十分見てまいりたい。さらには、公務員年金制度連絡協議会というところの共通の検討の場もございまして、こういう場におきまして関係機関が集まりましてお互いに検討いたしまして、ひとつ何かいい方法がないかということを今後とも十分考へてまいりたい、かように思つております。

○河上委員 いま政府の御答弁にもありましたように、すでに法律では「国民の生活水準、地方公

務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の処置を講ずる」ということがはっきりと述べられておるわけでございます。ただ検討しているというだけではこの法律に對してはなほ忠実でないと思つております。

〔委員長退席、久保田(円)委員長代理着席〕

先ほどからしばしば言われることは、他のほうとのバランスというのを考えなくてはならぬといふようなことでございますけれども、しかし、すでにこの法律にそのようにちゃんとたわれておるわけでありまして、先ほど国庫負担の導入に關しましては、他のほうはすでに実施されておるがわがほうではやらない、こういうようなお話でありまして、どうも他とのバランスというものが自由自在に使われているような感じがしてならないのであります。労働者災害補償法とか、その他そういうようないろいろな法律の中で、こういうような問題がどういふように取り扱われているか、政府の御答弁をいただきたいと思つております。

○志村説明員 労災法の関係におきましては、私の承知しておりますところでは、休業補償の関係、さらに遺族補償年金、障害補償年金につきましては、スライドの規定が実際に動かされておる、かように承知いたしておるわけでございます。具体的には、毎月の勤労統計によりましてその平均賃金でございますとか、これが二〇%以上増減するといふ場合におきましては、その比率というものを一つにいたしました所定の時期から年金額を改定する、あるいは休業補償の金額を改定する、かようになつておると承知をいたしております。

○河上委員 そういたしますと、そういうふうには他の法律とのバランスということとは先ほどから強調されているわけでございますが、そういうふうにするにかなり明確に数字をあげてそういうスライド制というふうなプリンスブルを導入しているものがあるわけでございます。この共済組合法におきまして、それを取り入れられないという理由はどこにもないと思つてございます。まだ検討中であるといふことであります。他の法律に對してはすでに先がけてそういうものが実施に移されておるわけでございます。ひとつこういう問題につきましてももう少し具体的に、大体こういう線であつたらどうかという程度のお考えがあるならば示していただきたいと思つております。

○志村説明員 先ほど労災法の関係につきまして御質問があつたわけでございますが、労災法の関係につきましては、これは私から申し上げるまでもなく災害補償でございますので、ちよつと性格が違つてはなないか、かように思つておるわけでございます。さらに、災害補償といふことになりましても、当然公務員につきましても、公務災害補償といふものがあるわけでございます。それで、これは国家公務員等の場合どうなつておるかといふこととでございますが、国家公務員災害補償におきましては、労災法のようなスライド制の実施といふものはございませぬが、いわゆる政策スライド制に關する規定といふものは持つております。また今国会に御提案申し上げ、御審議をわづらわしておりますところの地方公務員災害補償法案におきましても、国家公務員災害補償法にならしまして、いわゆる政策スライド制の規定を設けておる。さしたつて改定の方を示しておる、こういう状況でございます。

それから次に、それでは具体的に共済の長期給付に關するスライド制の実施はどうなるのだといふことでございますが、これにつきましても、どうも願ひて他を言うようなことになつて非常に恐縮でございますが、私もいたしましては、各公的年金制度を通じての共通の問題でございますので、地方公務員の長期給付だけ先走つてどうしようといふことは非常に困難な事情にございます。しかしながら、御指摘のように非常に重要な問題でございますので、私もいたしましては、あらゆる場といふものを使いまして、これにつきましても今後とも十分検討を續けてまいりたい、こういうことでございます。

○河上委員 いま、他とも連絡をしてあらゆるチャンスを生かして検討したいといふようなお話でございますが、せつかく文部省、農林省から係官が来ておられるわけでございますが、その問題につきまして、それぞれの省のお考えを伺いたいとともに、ひとつこれを機会に、互いにそういうことを言ひ合はないで、この際共済組合法のそれぞれの機關がこの問題についてひとつテーブルを囲んで検討する、具体的に数字を出して、具体的な実施、つまりさつきのような宣言的な規定だけではどうにもならないといふことであります以上、具体的な規定をつくり出すように御協議いただきたい、こういうふうにお考えでございます。各省の担当の方からお考えを伺いたい。

○手塚説明員 私共共済の関係といたしましては、スライド制の規定はきつめて重要だと思つておりました。いまその点についていろいろ検討はしております。しかしながら、自治省の参事官から申されましたとおり、公的年金制度全体を通ずる問題でございますので、私もいたしましては、国家公務員共済組合自身も運営しているわけでございますし、公立共済の所管官庁でもございまして、自治省、大蔵省とも連絡をとつておりました。全体としてこの問題につきましても、十分連絡をとりながら、ひとり先走るといふことはやはり非常に困難でございますので、連絡を十分とりながら最も妥當と思はれるスライド制の規定の実施につとめたい、こう考えております。

○横尾説明員 御指摘のように非常に重要な問題であります。同時に共通の問題でございますので、関係方面と十分連絡をして検討を續けてまいりたい、こういうふうに思つております。

○河上委員 私はさつきから、別に先走つてやつてくれ、こういつては行かないのでございまして、皆さんは異口同音に共通問題だ、こう言われた以上、ひとつこれに對してはつきりとした答えを出すように早急に、お互いの衆知をしばつて、ちゃんとしたはつきりとした答えを出していただきたいと思つてあります。そのことをここに

で御確約いただきたいと思つております。大蔵省の方はおられますか。——このことはひとつこの審議の過程ではつきりとした御確約をいただきたい、こう思つてあります。ひとつよろしくお願いしたいと思つております。

それではこれに關連してでありますけれども、今度の改正で初めて問題になつたわけではございませんが、貨幣価値への不安から退職一時金を希望する者がかなりおられるわけでございます。退職一時金と通算年金の選択制といふ問題がありますけれども、この問題は女子については一応四十六年五月まで認められておるようでございますが、男子につきましてもいまのような貨幣価値への不安がある限り、そしてまたスライド制といふものを取り入れられない限り、選択制の延長といふものは認めるべきではないか、こういうふうにお思つてあります。参事官のお考えをいただきたいと思つております。

○志村説明員 退職一時金と通算退職年金の選択の問題でございますが、通算退職年金制度につきましては、先生御承知のように昭和三十六年、抛出国民年金制の発足に伴ひまして、新たに設けられたものでございまして、考え方といたしましては国民皆年金、こういう思想に立脚しているわけでございます。したがつて、たとえ本人の自由意思あるいは選択の結果とはいひながら、やはり将来におきまして年金を受けることができない者がふえてくる、こういうようなことは、私も国民皆年金という制度から考えまして逆行するものではないか、問題があるのではないかと、かように考へておるわけでございます。また通算退職年金制度は昭和三十六年から発足したものでございまして、当然従来の制度によるところの期待権、あるいは既得権といふものを考えなければなりませんので、経過措置として三年間といふものを設け、さらにそれを二年間延ばしておるわけでございますので、さらにそれを延ばすということとは非常に問題がある、かように思つておるわけでありまして。

○河上委員 いま志村参事官から、われわれはこの制度については国民皆年金という一つの原理に立って処理しているのだ、こういうふうな言われたいのでございまして、非常に心強く思うわけでありませうけれども、そういうお考えは他の問題についても、たとえば国庫負担の導入などにつきましても、当然そういう一時的な問題を処理する場合にもひとつの原理をもって当たっていただきたいと思ふのであります。しかしながら、私が先ほどから申しておりますスライド制の導入という、こういうことが叫ばれるようになりました背景というものは、非常に貨幣価値への不安というものがあつたわけ、これはあくまでも経過的な措置であるべきことは私も認めるわけでありませうけれども、しかしながらそれにはやはりスライド制というものを導入するといふ一つの異づけがなくてはならない、こういうふうな思ふのであります。その点スライド制といふものと、そして選択制の停止といふことは当然一つのものである、こういうふうな考えるべきではないか、スライド制を取り入れないからこその問題が起つてくるのだ、こういうふうには私に考えるわけでありませう、その点について参事官のお考えを承りたいと思ひます。

○志村説明員 私どもの考え方では、スライド制の実施といふことと直接いまの問題との間には関連がないのではないかと、かように考えておるわけでございます。やはり退職一時金と通算退職年金との選択制といふことでございませう、国民皆年金という立場から考えるべきものであり、それから貨幣価値の問題といふことでございませう、やはりスライド制の実施、あるいは現に恩給年額の改定に伴ひまして退職年金等を改定しているわけでありませう、そういう問題ではないか、かように考えておるわけでございます。

○河上委員 実際に年金をもらうほうから見ますと、いま言ったようなことではなくて、やはり貨幣価値への不安といふものからこその選択制といふものを生んでいるわけで、受けるほうを選ぶといふのは一つはそういうところにあるのであつて、いま言ったようなこととはちよつと事情が違ふのじゃないか、こう思ふのであります。どうしてこれはスライド制といふものを早く取り入れなければならぬ。法律みずから認めておることでありませうけれども、これを早くやらなくちゃいかぬといふ必要性をここに示しておるものであつて、そういうふうには私は考える。いま参事官は原理的に、こういう制度はそもそもおかしいから早く打ち切らなくちゃいかぬ、こういうふうな言いながら、スライド制のほうは原理的に認めながらまだまだ検討中である、こういうようなことでは、受けるほうの身になってみれば、何か退路を絶たれて、そして前へも進めないといふような感じになつてくるのであります。この点につきましては、スライド制を早急に実施するといふ確約がない限り、この選択制のほうをばつさり切つてしまふといふことも、あまりにも情のない考えのやうに思われるのであります。

ついでに伺ひますが、それではなぜ女子にのみこういうものを特に認めるのか、その点について伺ひたいと思ひます。

○志村説明員 女子につきましては、やはり勤務実態と申しますか、勤続年数という点におきまして、男子に比しましては短いわけがございます。あるいはまた再就職という点においても少ないわけがございますので、そういう実態にかんがみまして、四十六年五月末まで特に延長されておる、かように理解しておるわけでございます。

○河上委員 局長さんおいでになつておられるやうでございますが、どうも先ほどから非常に事務的な御答弁しかいただけないで、局長さんに、スライド制の問題、そしてそれに関連して退職一時金と通算年金の選択制の問題について、もう少し高い見地からの御答弁をいただきたい。

○長野政府委員 いずれもたいへんむずかしい問題でございますが、このスライド制の規定は、先

ほど来いろいろお話がございましたように、各年金を通じてこういう規定が入つておるわけでございます。これは法律的に申しますと、一種の訓示的な規定で、もの考え方を示しておるといふにすぎないといふことになっております。そういう意味で今回の共済法の一部改正は、このスライド制を施行するのではなく、要するに恩給法の改定に伴つたところのものをやるにすぎないのだ、こういうことになつておるわけでございますが、そういう意味で、このスライド制の規定を動かそうといひますと、別に法律的な措置を必要とするわけでございます、自動的にはこのままでは動かないのでございませう。そこで、私どもとしては、将来ともにこれを具体化するにいまの自動スライド的な考え方の方に次第に進んでいくことは当然だろうと思ひますが、何さ、そうなりまして場合の費用負担をどういふふうにするか、それが受け持つか、その部分を将来どちらで負担させるかといふようないろいろな問題がからみ合ひまして、目下検討中といふことを申し上げるよりはか方法がない。現に検討しておるわけでございますが、一日も早くそういう方向にいくことは非常に必要だと考えております。

それからいまの、もう一つの選択制の問題でございますが、これはやはり志村参事官が申し上げておられますように、これとスライド制といふのは直接関連するといふふうには考えられないので、むしろこれは制度の移行に際しまして、従来その期待を持っておつた者の調整をどうするかといふことで暫定的に考えてきたといふふうに思われるわけでありまして、それでございませうと、いまのこの年金といふもののでたまたまを維持する、充実していくといふことと、この一時金で早いところ済ましてしまふといふことは、考え方としてかなり相違があるわけでありませう。共済なり年金制度といふもののたまたまを充実にしていくといふ方向で考えなければいけないので、選択制といふものはあくまでも暫定的な一つの行政経過措置と

いうことでございませうので、これをいつまでも認めていくというより、根本的に年金制そのものの充実をはかつていく、こういうことが必要じゃないかと考えるわけでありませう。

○河上委員 スライド制と選択制とは関係ない。それは確かに制度的には関係がないかもしれませうが、現在の時点において受ける組合員からいいますと、やはりこれは大いに関係があるわけでありまして、スライド制を実施しないから即ちこの問題が起つたといふわけではないことはわかるのでありますけれども、やはりこのスライド制を実施しないことに伴つて発生する一つの問題であるといふ認識を持つていただきたいと思ふのであります。ことに、いま、スライド制の実施についてはいろいろ解決すべき問題がある、いまそれを検討中であるといふことでありませうが、一体五十一国会におきまして、七十四条の二でこういうスライド制への規範的な法改正を取り入れましたと云ふに、こういう実施の方法その他について何らの考えもなかつたといふのは非常におかしなことでありまして、幾つか考えがあるがなかなかきまらなかつたといふことならまだしものことでありませうけれども、いまのところ何にも考えない、こういうのも非常に解しがたいことであり、また非常に無責任なことではないか、こういうふうな思ふのであります。まだ固まつていないけれども、こういうような案も考えられておるといふ程度のお話はひとつ局長さんから伺へないものだろうか、そんなふうには私は考えるのであります。

○長野政府委員 いまのお話のうちスライド制の実行といふ問題になりますと、この規定だけから動かないことは確かでございますが、考え方がこゝういふふうにはつきりと法律に明示された以上は、スライド制の実施といふかつかうで具体化するといふことが非常につきりと示されたわけだと思ひます。ただ、それを実行するための見通し、いわゆる費用負担の割合をどうするかとか、あるいは財源についてどのような影響があるかといふような問題になつてまいりまして、なかなか

にわかに結論が得られない。これは年金制度一般に共通する問題でございますので、影響するところは必ず大きなわけでございます。したがって現在のところまだ十分な結論を持っていないというのが、これは率直なところ現状でございます。しかし、それでいいのかというところは、関係者だれしもそう考えていない。これは当然でございます。その点についての検討をいま鋭意進めておるといふ状況でございます。

○河上委員 この問題は、確かに非常に大きな問題であることはよくわかるのでありますけれども、しかしこの長期給付は年金制度の基本的な問題でありまして、これを触れないでこの制度を維持するということは非常に困難になってくるのではないかと、こんなふうに思っております。ことに現在この物価上昇が毎年休みなく続いておりまして、経済情勢というものを考えてみますと、これは非常に緊急な問題である。ことに五十一国会において、法律ではつきりという規定を導入するという改正をやったわけでありまして、いままではつきりという規定がなければ、ただいんぜん問題の困難性を訴えるばかりで日を過ごしていくということになるおそれがあるのであります。ひとつ局長においては、この法改正の審議中に、いついつまでには何とかしたいというお考えを示していただきたいと思います。それに御賛成いただけますか。政務次官がおられるようでございますので、政務次官からお願いいたします。

○長野政府委員 もう先生のほうですでお話がございましたように、この問題は非常に重要な問題でございます。根本問題でございます。また方向としてはそうあるべきだろと思ひますが、これが各種年金に及ぼす影響、あるいは負担関係に及ぼす変化、その他これは慎重に検討しないとなかなか結論は出ないというような性質を持つものでございますから、先ほど来申し上げておりますように、関係機関はそれぞれこれについて

いる協議をいたしましたり検討を進めておりますが、この法案の審議の期間中に結論を出す、そうおっしゃいます。これは非常に無理でございます。正直申しまして無理でございます。私どもとしては鋭意検討し努力するという以上には、残念ながららたいたいのところ申し上げかねる次第でございます。

○河上委員 この問題はことし起こった問題ではなくて、すでに昨年の国会においてはつきりと法にうたわれたこととございまして、しかもその法にうたわれた前に、これだけの思い切った規定を導入する以上は相当の論議もあり、また政府においても準備があつたと私は思うのであります。そのようなことを考えますと、少なくともいついつまでには何とかしたい。せめて、佐藤総理ではありませぬけれども、来週にも「も」が入るくらいでけつこうですか、ひとつある程度のものでいいものをここで示していただきたい、こういうふうに私は思うのであります。

○長野政府委員 たびたび申し上げて恐縮でございますが、鋭意検討させていただきます。私どもとしては、こういうことを申し上げることとひとつ御了承を得たいと思ひます。

○河上委員 もう少しで答えが出そうな熱意ある御表情でございましたが、最後へきまして急に鋭意検討というふうなはなはだ情けない御答弁になりました。昨日の本会議でも佐藤総理は、政治資金規正法という非常に佐藤総理にとってはむずかしい問題について、来週にも、「も」というのを入れたのでありますけれども、ひとつその程度の御答弁を、非常に政治的な配慮において味のある御答弁をいつもなさる伊東政務次官にお伺いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○伊東政府委員 法の中にこれはど明瞭にうたつてある問題でございますが、この法案の審議中にぜひやれとおっしゃるのは少し無理なような感じがいたしますが、しかし努力はしてみたい、いまま事務局と相談しておるところでございます。

○河上委員 私は案をこの審議中にいせ、こう言うのではございませぬで、何とか努力したい、その努力目標を大體示してほしい、こういうことでございまして、いかな私でも、スライド制について案を出してしまえというわけじゃございませぬで、ひとつ来週にでもという程度の、「も」を入れてもけつこうですか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○伊東政府委員 事務局とも相談いたしました。ひとつ最善の努力をいたすつもりでございます。

○河上委員 この問題は事の性質上、非常に大切な問題でございますので、いまここで押し問答をいたしましたらむだに時間を費やすこともどうかと思ひますので、一応ここで留保いたしまして、大臣が来られたところでお答えをいただきたいと思ひます。

次に、大臣が来られるまで少し技術的な点につきまして幾つかお尋ねしたいと思ひます。今回の地方公務員共済組合法では短期給付の部分に手を触れておられないようでございますけれども、その理由をお伺いしたいと思ひます。

○志村説明員 短期給付の關係につきましては、健康保険法の改正の關連の問題であらうかと存するわけでございますが、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に關する法律におきましては、第三条におきまして、健康保険法の当該改正規定は自動的に共済關係の短期給付にも及ぶようになつていくわけであります。したがしまして、今回御提案申し上げておりますところのこの改正法案には短期關係につきましては全然触れておらない、こういう状況になつておるわけであります。

○河上委員 五十一国会におきまして附帯決議がなされてはいるはでございますが、それはその後どういうふうな織り込まれておるのか、またどういうふうな努力されたか、お伺いしたいと思ひます。

○志村説明員 附帯決議の内容は、市町村共済組合の短期給付経理の状況にかんがみまして、短期

給付調整資金制度の創立というものを検討したらどうか、こういう御趣旨のものであらうと私どもも考えているわけでございます。この点につきましては、私どももいたしまして、結局は医療費問題につきましての抜本対策の結果というものを待つものが非常に多いというふうな考へておるわけでありまして、それまでには非常に時間がかかりますので、とりあえずの措置として、市町村共済組合の場合には短期給付調整資金制度を設けたらどうかというところで鋭意検討したわけでございます。しかしながら、その後幸いにいたしました。医療費の増というものが地方公務員共済組合の場合にいふ鈍化をいたしてまいっております。また、各共済組合におきましては、短期経理といふものは組合員の自覚等もありまして、短期経理といふものの状況がだいたい好転をしまして、今後さらに医療費の増といふものにつきましては推移を見てまいりたい。さらには、健康保険法の臨時特例といふものが実施をされました場合には、その実施状況の推移等も見たいということ、今後さらに検討を続けるということ、今国会には御提案を申し上げるということは避けたわけでございます。

さらに、保険以外に一般的に短期経理の赤字問題につきましては、私どももいたしまして当然やらなければならぬことがたくさんあるわけでございまして。そのためにはまず、きのうも申し上げたやうなわけでございまして、何と申ししても医療費問題でございまして、病気になる、病気が先決である、したがしまして福祉事業におきましては疾病予防というやうなことに重点を置きまして、福祉事業といふものを大いに進めたらどうかというところで指導しておるわけでありまして、また、各共済組合におきましては、赤字といふものにつきましては、単年度経営といふことからはなして、当然当該年度の支出というものは当該年度の収入をもってまかなうのがたてまえでございますが、この赤字問題につき

ましては長期的かつ計画的に解消するということ  
で、急激なる組合員の負担増というものは避ける  
ような指導をしておるわけでございます。それ以  
外に、さらに各共済組合におきましては自主的な  
企業努力等もぜひひいていただきたい、こういうこ  
とを申し述べて、鋭意短期給付経理の赤字問題あ  
るいは財源問題につきましては指導もし、努力も  
している、こういう状況でございます。

○河上委員 昭和四十一年の六月二十四日、衆議  
院地方行政委員会における附帯決議の第一のこ  
ろであります。地方公務員共済組合の短期給  
付については、医療費の増加に伴う財政悪化及び  
組合員の負担増加の現状にかんがみ、これが健全  
化及び組合員の負担の緩和をはかるため、国庫負  
担制度について検討すること。と書いてあるわけ  
でございます。こういう附帯決議に対して、今回  
何らかのたえていないという点はなほ遺憾とす  
るものであります。そういう点について、いまい  
ろいろお答えがありましたけれども、どのように  
考えておられるのか。

○志村委員 国庫負担の問題につきましては、  
これも再三お答えを申し上げておるわけござい  
まして、附帯決議もございましたので、私どもと  
いたしまして当然検討はしたわけでございます。  
ただ、やはり地方公務員の共済制度は職員の  
相互救済を目的とするところからいたしまして  
て、これはやはり使用者としての地方公共団体と  
組合員というものが折半して負担するという現行  
のたてまえというものは私ども正しいのではない  
か、かように考えておるわけでございます。ま  
た、この問題につきましては、当然国家公務員共  
済組合制度との均衡というものも考えてまいらな  
ければならぬわけございまして、非常にこの点  
は困難であるというように考えております。

○河上委員 いまの御答弁は、附帯決議に対して  
こたえるという責任感といえますが熱意というも  
のが非常に乏しいように思われますが、いま  
ませつと大臣がおいでになりましたので、この  
四十一年六月二十四日の地方行政委員会における

附帯決議に対して今回の改正は何らかのたえていな  
い点について、大臣はどのようにお考えになつて  
おられるか。

○藤枝国務大臣 短期給付についての国庫の負担  
制度というものについて検討をせよという附帯決  
議でございます。ただいまお答えを申し上げた  
ように検討をいたしております。この今回の改正  
については、それについての結論を得られなかつ  
たわけでございます。もちろんこの地方公務員の  
共済制度ばかりでなく、国家公務員共済制度その  
他いろいろあるわけございまして、これらの関  
連も考えなければならぬが、現段階においては  
結論は得られなかつたわけございまして、一  
応従来のたてまえの職員相互の相互扶助的なも  
の、そしてそれに対する使用者たる地方公共団体が折  
半して負担をするという現在の制度をとらざるを  
得なかつたわけでありまして。しかし附帯決議で  
検討をせよという点を決議をされておるわけ  
でございます。今後とも国家公務員の共済組合制度そ  
の他ともあわせまして検討を続けてまいりたいと  
思います。

○河上委員 この問題、ただいま検討中というよ  
うなお話でございましたが、いつまでもそういう  
検討中のままだ置いておかれるということは、附帯  
決議の権威というものに關係してくるわけであり  
まして、ことに私が本日最初に強調しましたよう  
に、こういう共済組合制度というものは社会保  
障制度の一環であり、またそうした制度の本質から  
いって、それがよって立つ原理というものが非常  
に重大である。そういう中で、国家が国民の生活  
と健康に対して責任を持つ、こういうのが社会保  
障制度の基本的な原理であるかと思つたのであり  
ますけれども、そういう点から見て早急にこの点を、  
そして今後具体的に御検討、努力していただかな  
ければ困ると思つたのであります。

なお、先ほど大臣がおいでにならない間に議論に  
なつたのであります。スライド制の導入の問題に  
つきまして先ほど係官、そして局長、そして政務次  
官というふうに順次お尋ねをいたしたのでありま

すが、残念ながらはつきりとした答えが得られな  
かつたのであります。御承知のとおり、五十一國  
会におきまして、本法の七十四条の二の中におき  
ましてスライド制というものを取り入れる、取り  
入れなければならぬというのをはつきりとう  
たつておるわけございまして、それといたしま  
う用いたした昭和四十一年六月二十四日の本委  
員会における附帯決議におきましてもその三にお  
いて「年金のスライド制の運用については、実効  
ある具体的方策が早急に講ぜられるよう適切な配  
慮をすること。」と、はつきりこう書かれてある  
わけでありまして。こういうように書かれてある  
以上、この問題につきまして本委員会もまたこの  
附帯決議の実施という点について共同の責任を  
負うわけございまして、大臣は当然これを尊重  
しなければならぬ。昨年の国会においてきま  
つたことをことしにおいて実行するということに  
よつて初めて附帯決議というものの意味が生きて  
くるわけでありまして。したがって大臣はこの問題  
について、いままでもどういふふうにかの附帯決議  
に対してこたえるべく努力をされてきたか。また  
これだけ法律によつてはつきりとうたわれてお  
る。そして法律にうたわれる前に長期間の議論  
もあり、具体的な案の検討もあつたと思つたのであ  
ります。そのことを考えますと、もうすでに一年  
というだけではなく、その前に、一年、二年と十  
分な準備があつての上でこの法律ができ、そうし  
て今日に至つておる、こういうふうに思つたのであ  
ります。したがって私は先ほど、このスライド制  
の導入につきまして、いままでもやれと言つても、  
それは無理だと言われるかもしれないけれども、そ  
うではなくて、ひとつこれはいついふまでに具体的  
な方策を出す、そういう御確約をいただきたいと  
思つたのであります。そのことは、昨年の附帯決議  
に対して大臣が責任ある態度でこたえられるとい  
うことのひとつのあらわれとなると思つたので、  
ぜひともはつきりしたお答えをいただきたいと思  
います。先ほどは政務次官には、せめていついふま  
でをめぐらしてというくらいのことでもいいから

お答えをほしい、こういうふうにおし上げたわけ  
であります。昨日の本会議におきまして、政治資  
金規正法の提出の時期について佐藤総理は、来週  
にもと、「も」をつけたところが何ともいえないの  
でありますけれども、せめてその程度の答えでも  
いいからと私は申し上げておるわけでありまして。  
これだけ遠慮して、もうこれ以上遠慮する余地  
は、うしろはないのでありまして、ひとつ大臣か  
ら責任あるお答えをいただきたいと思つたのであ  
ります。

○藤枝国務大臣 昨日も河上さんにお答えをいた  
しましたように、このスライド制の問題、あの条  
文だけでは実効が上がらないのでございまして、  
具体的にたてまえが物価が一〇％上がったときと  
か、そういう具体的な方策がきまらなければ、ほ  
んとうの意味であるの条文を生かしたということに  
はならないと思つたのであります。そもその発端  
は、恩給審議会であつたのであります。その  
うききさつは御承知のとおりでございます。そこ  
で恩給審議会におきましてもこのスライド制の突  
効についていろいろ議論をされましたが、昨年十  
一月の中間答申におきましては、なお相当今後研  
究の余地があるということで、結論に至つてない  
で御答申いただいたようなわけでございます。も  
ちろんこうした条文がある以上、それが実効  
が上がるようにいたしますことは、各種公的年金  
を作成しておる各省の責任でございます。その意  
味で、特に発端になりました恩給審議会の動向あ  
るいは公的年金についていろいろな協議会等がご  
ざいますから、それらの審議をまわしまして、でき  
るだけ早くきめたいと思つたのであります。いま河上さん  
から、めどを示せという御せでございまして、  
いまここの程度のめどでございまして、非常に  
に、まことに申しわけないことですが、申し上げ  
られない現状でございます。今後、さらに一そう  
の努力をいたしまして、至急に結論を得たいと存  
じます。

○河上委員 私の申し上げたことは非常に当然な  
要求であると思つたのであります。それに対しま

して、めどは示すことはできない、しかし至急に  
というふうなお話でありましたが、その至急とい  
う意味は、やはり今国会中、審議中というふう  
私のほうは理解したいと思うのであります。

もう一度申しますが、このスライド制の問題を  
いつまでもほうっておきますことは、年金制度そ  
のものの基礎を危うくするわけでございまして、  
先ほどもちょっと触れました選択制の問題など  
いうものについてもいろんな希望が生まれており  
ますのも、一つはスライド制が取り入れられてな  
いところにあると思うのであります。ひとつ私の  
質問がございましてのをきかけに早急に、自治  
大臣におかれては他の各省とのいろいろな統一  
な調整が必要だというふうなお話でありましたが、  
それならばそれで、各省との問題について早  
急に連絡をとり、相談をし、至急、少なくともこ  
の時期までには何とかしたいという答弁ができる  
ように作業を進めていただかなければ、昨年の法  
改正によってああいう宣言的な規定が取り入れら  
れ、また本委員会において附帯決議が付けられて  
おるわけでございまして、そういう法、あるいは  
国会の権威というもののものにも非常に重大な  
関係が出てくるわけでございまして、単に一時の  
がれの答弁ではなく、至急その点をやっていただ  
きたいと思うわけであります。そういう点をもち  
とはつきりいたしませんと、今回の法律は非常に  
事務的な技術的な点はたくさんございすけれど  
も、いま申し上げた点は一番基本になりますの  
で、これを何とかひとつ、何か藤枝さんらしい御  
答弁を近々にいただきたいと思うのであります。

ひとつ何となくこの法案を審議している間にある程  
度の——佐藤総理ですらあれだけのことを言われ  
たんですから、藤枝さんにおかれては、「にも」ぐ  
らいのところを、ひとつこの法案が上る前に何  
とかやっていただきたいと希望いたす次第であ  
ります。

それで、先ほど私が国庫負担の導入、あるいは  
スライド制の問題などにつきましてお尋ねいたし  
ましたときに、係官のほうでは常に、他とのつり

あい上というふうなことをいろいろ申されまし  
て、逃げておられるのであります。しかしこれ  
は共通の問題であるということと異口同音に言っ  
ておるのであります。至急そういう問題につい  
て連絡会議を開いていただきたい、こういうこと  
を希望するわけであります。

大臣にちょっとお尋ねいたしますが、短期給付  
あるいは長期給付における国庫負担の導入につ  
きまして、大蔵省に対していままで予算要求をな  
されたことがありでしょうか。

○藤枝国務大臣 実は今回の予算編成にあたりま  
しても、長期給付につきましては、国庫支出金の  
増額について要求をいたしたわけでございす。

昨日もお答え申し上げましたように、現在の厚生  
年金あるいは国家公務員共済並びに地方公務員共  
済につきましては、組合員が受ける給付に対して  
国庫がどれくらい負担するかについては、均衡が  
とれておるといふことを申し上げたわけでござい  
ますが、しかしお話にもありますように、社会保  
障制度そのものは常に前進していかなければなら  
ないわけでございまして、そういう意味におきま  
して、地方公務員共済ばかりが独走するわけには  
いかぬと思ひますが、全体としてやはり前進の方  
向をたどっていかなければならぬものと考えて  
おります。

○河上委員 先ほど文部省、農林省、自治省の各  
係官の方から、この問題についていろいろお話が  
あったのですが、どうも地方公務員等共済組合法  
がむしろ陥没しておるといふ面がかなりあるよう  
に思ふのであります。足並みをそろえるという  
ことは非常に重要でございす。もし共通の問題  
があるならばあるで、ただそらだというだけで  
なく、具体的に関係各省で同じテーブルを囲ん  
で、ひとつ検討を開始するといふ姿勢がほしいよ  
うに思ふのであります。大蔵省の方からされてお  
りますが、国庫負担の導入につきまして、大蔵省と  
してどういうふうにお考えになっておりますか。

○秋吉説明員 国庫負担制度、短期と長期がある  
と思ひますが、国庫負担制度の制度的な問題です  
と、私の所管ではございせんが、私が私なりに  
了解いたしておるところを御答弁させていただきます  
ますが、長期給付の国庫負担制度につきましては  
は、現在三者負担制度がとられておることは御案  
内のとおりでございまして、これにつきましては  
国が負担するか、あるいは公経済が負担するか  
という議論があつたわけであります。三十六年か  
と思ひますが、地方公務員共済制度が充足するに  
あたりましては、やはり社会保険制度の根幹で  
ございす。厚年制度を中心として、そのバランスを  
合わせるのが至当であるといふ意味からいたしま  
して、三者負担制度がいままでとられておるわけ  
でございす。ついでには、恩給に追随いたしまし  
て、その追加財源をどうするかという問題がござ  
います。これにつきましては、現在社会保険の  
根幹でございす。厚生年金のシステムが三者負担  
をとっておりまして関係上、やはりその制度に乗  
ざるを得ないのじゃないかといふことでございま  
す。しかし問題は、やはり共済組合員の組合費負  
担の限度がどうであるか、そういったようないろ  
いろの問題もあるかと思ひます。幸いにも現  
段階におきましては、組合員の給付が三者負担に  
よることによって、それ自体によって、水準とい  
いますか、負担掛率金は、そのみによつて上  
がるということとは現在はないといふようなこと  
もありまして、将来の検討課題になるかと思ひま  
す。そういう現況でございす。

それから短期の国庫負担制度のお尋ねがあつた  
かと思ひますが、もしそういうことでございす  
ならば、短期の給付につきましては、やはり労使  
折半という原則が現在とられておるわけでござい  
ます。それから国庫負担の導入については、おそ  
らく一五%の公経済負担を二割に引き上げるとい  
う御議論かと思ひますが、あるいはそういう御質  
問であると思ひますが、先ほど大臣からも答弁があ  
つたと思ひますが、やはり厚生年金の給付水準と共  
済組合の給付水準において差がある、たしか六  
割、七割程度の差があるのではないかと思ひま  
す。そういったいゆる負担関係でのバランスを

とる意味、つまりバーヘッドからくる負担の均衡  
という意味からすると、一五%を二〇%に上げる  
のはやはりいろいろ問題があるといふことではな  
いかと思ひます。

それから文部と私学との間につきましてはバラ  
ンスを失っているのではないかといふ問題でござ  
います。これについては文部あるいは私学にも  
いろいろそれなりの理由があることは文部当局が  
御答弁されることと思ひます。

以上でございす。

○河上委員 いまの御答弁、必ずしも実情に即し  
てない面もあるのですが、この問題はまたさらに  
同僚委員の方より追及していただくことにいた  
しまして、残された時間を二、三少技術的な点  
について御質問したいと思ひます。

その第一は、医療給付の問題でございす。けれ  
ども、退職者に対して、現行法では継続療養の場  
合のみ最高五年という規定がございす。しかし  
ながら御承知のとおり、長年の勤務の疲れととし  
てまた仕事の上の張りや失うためか、退職直後  
において病気になるという例が非常に多いのでござ  
いまして、そういう人たちは現在の法律ではほと  
んど救済の道がないといふようなことから、退職  
者に対する医療給付に対して何とかもう少し思ひ  
やりのある措置がとれないものだろうかといふ希  
望がかなり出ておるのでございす。長い間共済  
組合法による短期給付を受けておった人から見ま  
すと、国民健康保険は非常に掛け金も高いし、ま  
た給付内容も悪いといふことで、あらためて世の  
冷たいことを感じるようなのであります。こう  
いう点について、これは新しい制度の設定とい  
うことになりすけれども、そういう希望が非常に  
多いといふことから、政府の何らかのお考えはな  
いものか、伺いたいと思ひます。

○志村説明員 医療保険制度につきましては、現  
在国民皆保険といふことになっておりますので、  
制度的にはやはりやめられた方はいずれかの医療  
保険制度の適用を受ける、こういうことになるわ  
けでございす。ただ先生の御指摘がございま

たように、退職いたしますと収入がなくなる、あるいは収入が急に減る、あるいは医療保険制度の間には給付水準に差がございますので、そういったようなことからいろいろ問題の御指摘があるのではないかと考えているのでございます。

が、これは理屈といたしましては医療保険制度全体の問題というところに私どもなるうかというように考えているわけでございます。この医療費問題につきましましては、抜本的な検討が加えられることになっておりますので、その検討の際にはやはりこういふような問題も含めまして十分な検討がなされる、かように私どもも考えている次第でございます。

○河上委員 これは係官の方にも御記憶いただきたいのですけれども、いわゆる法の条項と条項のみぞに落ち込んだというような例外的な問題じゃなくて、非常に一般的な要求であるということをお考えいただいて、ぜひともこれを今後検討していただきたい。そういうふうに希望したいのであります。

統一でもう一つ同じような問題でございますけれども、遺族年金の最低保障額というものがかなり実情に合わないのではありませんか、それについての不満といえますか、訴えがかなり多いことをわれわれは聞いていますのでございます。この点について、最低保障額そのものを引き上げるか、あるいは遺族が受け取る本人年金に対するパーセンテージを上げるか、何かそういうような措置が必要な時期がきているように思うのですが、その点についてのお考えを伺いたいと思います。

○志村説明員 遺族年金の年額でございますが、これは普通退職年金の二分の一になっていくわけでございます。この額が妥当であるかどうかにつきましてはいろいろ問題点があるかと思いますが、地方公務員共済制度におきましては、国家公務員共済制度との関連もありまして、地方公務員の共済制度だけでもってこれを変えることには問題があるわけでございます。さらにこれを上げるといふことでありますれば、当然財源率さらには

負担ということにも関連してくるわけでございますので、なかなかむずかしい問題があるかと思っております。

さらにこれの最低保障という問題でございますが、これにつきましては、厚生年金保険におきましますところの最低保障との関連からこれを設けておきますので、厚年との関連を無視したしまして共済年金としての遺族年金の最低保障を云々するということとは、これまた私ども制度的に均衡上困難ではないかと考えております。

○河上委員 最低保障額が年に八万四千円ですが、あるいは間違っているかもしれません、たしかそうだと思うのです。そういたしますと、月にすれば非常に少ない額でございます。しかもその半分というところになりますと、実際の生活保障という意味合いからいいますと、実質を伴わないというところになる。そういう推理が出てくるのでありますけれども、そういう点から見まして、これはやはり今後ぜひとも検討していただきたいと思っております。

さらにもう一つ、年金の基礎になりました本俸の計算についてであります。いま、ほかとのバランスをとらなくちゃいけない、つり合いをとらなくちゃいかぬということでございますが、地方公務員におきましては最後の三年間の平均というふうになっていると思っております。これは公共企業体の職員の場合のように最終本俸にすべきではないかと思っております。その点についてお考えを承りたいと思います。

○志村説明員 地方公務員の長期給付の算定の基礎になりますところの給料年額、これは先生御指摘がございましたように退職前三年間の平均というところになっていくわけでございますが、これは地方公務員の共済制度が社会保険制度の一環でございますので、保険におきましては、この公平というものを考えなければならぬ。これをもし最終在職時の給料でもってやることになりましたと、拠出額と給付額の間の格差が非常に大きくなつてまいりますので、私どもも不適当だと考えているわけ

でございます。

○河上委員 最後にもう一つ技術的な点でございますが、共済制度において給付される最高限はたしか月十一万円でございます。これがきめられたのはたしか三十七年当時だと思えますけれども、その当時と現在とはだいぶ事情も変わってきておるわけでございますが、当時の事情と現在の事情との変化というものを考慮して、この十一万円というものを考える必要があるのじゃないかというふうに感ずるのでございますが、その点はいかがでございますか。

○志村説明員 御指摘のように、現在地方公務員の場合、長期給付の算定の基礎となるところの給料年額、これが十一万円というところで押えられておるわけでありまして、これは新制度が発足いたしました昭和三十七年十二月一日以降そのまま同じでございます。したがって、たとえば現在の知事にはたしまして最低十五万円というふうなことでございまして、国の場合でございますれば事務次官二十二万。相当この点につきましては御指摘のように問題があるかというように考えておるわけでありまして、しかしながら、他方におきまして長期給付制度というのは、退職後の生活保障というところでございまして、その点からいいますと、いろいろやはり問題というものもあるうかと思っております。私どもこの点につきましては今後十分ひとつ検討してまいりたい、かように思っております。

○河上委員 私が持っております数字では、東京都知事などは現在三十万だと思えますが、きめられた三十七年当時はたしか二十三万くらいだと思えます。そのほか議長、副知事、部長クラス、みんなこのように形だいたい比率が変わつておると思ふのです。おそらくこういふ点につきましては政府委員各位のほうで切実に感じておられると思うのであります。これはもし三十七年当時、ある一定の根拠に基づいて十一万円というものがきめられたといたしますならば、やはりその根拠が変つてきています以上は、これは修正したほうがいい

んじゃないかというふうに思うのであります。局長は御自分としてどういふふうにお感じになりますか。

○長野政府委員 最高限を十一万円と押えております問題は、御指摘のように三十七年以来そういうことで据え置かれておるようでございますが、ただこの種のものが実態に即しないじゃないかと、このことは、私どももそういう御指摘の理由があると思ひますけれども、また一面、この共済年金というものの公的な年金制度の一環をなすものでございまして、そして、たとえばその中心でありますところの厚生年金保険等におきましては、報酬の最高限度を現在六万円ぐらひに押えておるといふことを聞いております。そういうようなことで、いろいろと関連があるわけでございますし、それからまた最高限十一万円をこえるような人というものは、相当長期勤務をしておるといふようなこともございまして、そういう意味で年金が、先ほど志村参事官が申し上げましたように、最低の生活保障を考えると、そういう点から考えますと、むしろ十一万円をこえるような人については、相当のところで保障ができるんじゃないか、こういうことが一面あるわけでございます。そういう意味で年金額の計算の基礎となるところの俸給の額の引き上げというものは、いろいろ観点からこれを考えなければならぬというところが出てくるのだらうと思ふのであります。しかし、いまお話のような点もございまして、私らといたしましてはいろいろ関連を考慮しながら検討してまいりたいと思っております。

○河上委員 いまの御答弁でございますが、これは長野さんのような高級官僚だけの問題じゃございませんで、地方議会の議員などにおいてもこういう問題が相当あるわけでございます。先ほどから、ものはバランスであるということでございます。この点については御検討をいただくことを希望いたしまして、与えられた時間もまいりましたので、なお二、三技術的な点で残してござい

ますけれども、一応私の質問をこれで終わりたい

と思います。

○龜山委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。  
午後零時十六分散会